

**鳥取県告示第520号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年8月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉東郷自転車道線	変更前	倉吉市生田字西河原692-3地先から同市生田字西河原692-4地先まで	3.6~3.6	31.0
	変更後	倉吉市生田字西河原692-3地先から同市生田字西河原692-4地先まで	3.6~3.6	31.0
	変更後	倉吉市北野字北下河原15-2地先から同市生田字西河原692-6地先まで	3.6~4.5	37.0